

介護予防・日常生活支援総合事業について！

団塊の世代（約800万人）の方が75歳以上となる2025年（平成37年）以降は、医療や介護の需要が増加することが見込まれています。高齢期を迎える皆さんが住み慣れた地域で生活が続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防することが大切です。これを受けて介護保険制度では、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設され、神川町では平成28年4月から総合事業を実施しています。

旧制度

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護
通所リハビリ 「注2」

訪問介護、通所介護

新制度

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）「注2」

総合事業（要支援1・2）へ移行
・訪問型サービス
・通所型サービス
・一般介護予防事業

総合事業への移行って？

利用できる人は？……●要支援1・2の方、総合事業対象者（基本チェックリストにより確認）
「注1」一般介護予防事業（体操教室等）は65才以上の高齢者の方とはどなたでも参加できます。

総合事業の内容は？……●予防給付（要支援の人に対するサービス）のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）を総合事業に移行し、町事業（サービス）として実施します。また、新たに生活支援サービスや一般介護予防事業による運動機能向上などを図り高齢期の自立を支援します。
「注2」一部のサービス（福祉用具貸与、訪問看護、通所リハビリ）は、これまでどおり予防給付の中で提供します。

利用のご相談は、神川町地域包括支援センターへ

☎0495-74-1155



皆さんのサポートを行います。

具体的には？

(1)訪問型サービス

- ①ホームヘルパーによる身体介護や生活援助(現行相当)
- ②シルバー人材センター主体による、生活支援サービス
(これまでの専門職の支援ではなく、簡易的な援助での自立支援)

(2)通所型サービス

- ①デイサービス、入浴・排泄、食事など日常生活上支援(現行相当)
- ②短期間のデイサービス→(近隣市町でのサービス提供有り)

(3)一般介護予防事業…「注1」

- 体操教室など10教室開催
・運動機能向上
・口腔機能向上
・栄養改善
(送迎も有りま



週いち元気アップ体操



※その他の施策 →→ (以下の、支援体制も行います。)

(4)生活支援コーディネーター設置

- 高齢者の皆さんへサービスの橋渡しを行います。

(5)認知症初期集中支援推進事業

- 認知症カフェ(なっちゃんカフェ)
- 認知症家族会
- 認知症相談日(毎週水曜)、認知症支援推進員設置
→認知症の悩み、なんでもご相談ください

(6)在宅医療・介護連携の推進事業

- 医療と介護の連携を強化